

改正

平成24年2月23日規則第7号

平成25年4月1日規則第21号

平成28年9月29日規則第37号

平成29年3月21日規則第11号

平成29年11月30日規則第33号

平成31年3月29日規則第13号

令和3年3月31日規則第20号

令和3年4月1日規則第29号

令和4年3月31日規則第16号

令和5年3月29日規則第11号

令和6年3月19日規則第4号

千代田区地球温暖化対策条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事業所の環境配慮行動（第3条―第9条）

第3章 建築物に係る環境配慮の措置（第10条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年千代田区条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）における用語の例による。

- （1）特定事業者 条例第17条第2項に定める特定事業者をいい、千代田区（以下「区」という。）内に事業所を所有する従業員数300人以上の事業者をいう。

(2) 特定建築物 次のいずれかに該当する建築物であって、延べ面積が300平方メートル以上のものをいう。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項の規定により届出をしなければならない建築物

(3) 新築等 新築、増築又は改築をいう。

(4) 特定建築主 特定建築物の新築等をしようとする者をいう。

(5) 建築物環境性能表示 特定建築物の環境への配慮に係る性能の評価を記載した標章をいう。

第2章 事業所の環境配慮行動

(計画書の提出)

第3条 特定事業者は、条例第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した温暖化配慮行動に係る計画書（以下「計画書」という。）を作成し、千代田区長（以下「区長」という。）に提出する。

(1) 従業員の環境教育の内容

(2) 地域貢献の内容

(3) 環境活動の内容

(4) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するための計画

(報告書の提出)

第4条 特定事業者は、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「報告書」という。）を作成し、区長に提出しなければならない。

(1) 従業員の環境教育実施内容

(2) 地域貢献の実施内容

(3) 環境活動の実施内容

(4) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容

(計画書及び報告書の様式、提出期限等)

第5条 計画書及び報告書の様式、提出期限等は別に定める。

(特定事業者以外の事業者等の計画書及び報告書)

第6条 特定事業者以外の事業者及び区民は、第3条から前条までの規定に準じ、計画書及び報告書を提出することができる。

(審査会の設置)

第7条 区長は、計画書及び報告書を点検審査するための審査会を設置することができる。

2 審査会の組織及び運営等については、別に定める。

(表彰)

第8条 区長は、審査会の審査結果に基づき、計画の内容及びその実施状況が特に優良であると認める事業者を表彰することができる。

(公表)

第9条 審査会の審査結果及び表彰については、決定後速やかに公表する。

第3章 建築物に係る環境配慮の措置

(特定建築主の配慮すべき事項)

第10条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとするときは、当該特定建築物の環境負荷の低減及び気候変動による影響への対応を図るため、次に掲げる事項（以下「環境配慮事項」という。）に配慮するものとする。

(1) 二酸化炭素排出量削減対策

ア 建築物の熱負荷の低減

イ 設備の省エネルギー化

ウ 創エネルギー設備の導入

エ 未利用・再生可能エネルギーの活用

オ 面的エネルギーの活用

(2) 環境負荷低減の取組

ア オゾン層の保護等のための資源の適正利用

イ 敷地と建築物の緑化等の被覆対策等によるヒートアイランド現象の緩和

ウ 雨水の地下浸透や中水利用等による水循環

エ 緑化による緑の量と質の確保

オ 生態系への配慮

(3) 気候変動に適応するための建築物の浸水対策

(特定建築主の責務)

第11条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとするときは、当該特定建築物に係る二酸化炭素の排出量を35パーセント以上削減するよう努めるものとする。

2 前項における二酸化炭素排出量の削減比率の算定は、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）に規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量を基にして求めるものとする。この場合において、設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量には、同省令に規定するその他一次エネルギー消費量を含めないものとする。

（事前協議の実施）

第12条 特定建築主は、環境配慮事項に基づき、事前協議書（新築等をしようとする特定建築物が住宅の用途にあつては第1号様式、住宅以外の用途にあつては第1号様式の2）により、建築計画の変更が可能な時期までに区と事前協議を開始するものとする。

2 特定建築主は、環境配慮事項及び前条の目標を考慮し、必要に応じて建築計画の見直しを行うものとする。

3 特定建築主は、建築確認申請（建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けるための申請をいう。）又は計画通知（同法第18条第2項に規定する通知をいう。）の30日前までに、区との事前協議を完了するものとする。ただし、区がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（建築物環境計画書等の届出）

第13条 特定建築主は、条例第18条第2項の規定に基づき特定建築物の新築等の工事着手前までに、建築物環境計画書（第2号様式）に、協議が完了した事前協議書、環境評価書（新築等をしようとする特定建築物が住宅の用途にあつては第3号様式、住宅以外の用途にあつては第3号様式の2）及び別表第1に掲げる図書（以下これらを「建築物環境計画書等」という。）を添えて、区長に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出を代理人が行う場合にあつては、当該代理人は、これらに規定する書類等に、委任状を添付するものとする。

（環境評価書等の公表）

第14条 区長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、次の各号に掲げる事項及び環境評価書について公表する。ただし、当該各号に掲げる事項については、特定建築主又は設計者の申出により公表しないことができる。

（1） 特定建築主の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（2） 設計者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

2 前項の公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

（1） 区の指定する場所での閲覧

(2) 区のホームページへの掲載

- 3 第1項の公表に当たっては、環境性能の内容等を区が保証するものではないことを注記するものとする。

(建築物環境計画書等の変更の届出及び公表)

第15条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に建築物環境計画書等の内容に変更が生じたときは、特定建築物の名称及び所在地（以下この項において「名称等」という。）並びに前条第1項各号に掲げる事項に係る変更にあつては当該工事完了前までに、環境評価書に記載する事項（名称等を除く。）に係る変更（軽微な変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更をいう。次条第1項において同じ。）に該当する場合を除く。）にあつては変更後二酸化炭素削減比率確定後速やかに、建築物環境計画書に変更内容を反映した事前協議書及び環境評価書並びに変更の内容を示した図書を添えて、区長に届け出るものとする。

- 2 区長は、前項の規定による届出があつたときは、変更に係る事項について公表するものとする。

- 3 前条の規定は、前項の公表について準用する。

(工事完了の届出及び公表)

第16条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、当該特定建築物の検査済証の発行日から15日以内に、建築物環境計画書に工事完了時の内容を反映した事前協議書及び環境評価書を添えて、区長に届け出るものとする。この場合において、当該特定建築物について軽微な変更があつたときは、その変更の内容が分かる図書を併せて届け出るものとする。

- 2 区長は、前項の規定による届出があつたときは、その内容について公表するものとする。

- 3 第14条の規定は、前項の公表について準用する。

(建築物環境性能表示の基準及び広告への表示の届出)

第17条 特定建築主は、第13条の届出を行った特定建築物（届出が増築の場合にあつては、当該増築に係る部分に限る。）について、販売又は賃貸を目的とする広告に建築物環境性能表示（第4号様式）を使用することができる。

- 2 建築物環境性能表示の使用に関する基準は、別表第2に定めるところによる。

- 3 建築物環境性能表示を広告に使用する特定建築主は、建築物環境性能表示の使用日の翌日から起算して15日以内に、建築物環境性能表示届出書（第5号様式）により、区長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合においても同様とする。

- 4 区長は、建築物環境性能表示の使用に関してその表示内容等に不適切なものと認めると

きは、これを是正するよう指導又は勧告することができる。

(指導、助言等)

第18条 区長は、特定建築主が行う特定建築物の環境配慮事項に関する措置について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 区長は、第12条の規定による協議又は第13条若しくは第15条から前条までの規定による届出(以下この条において「協議等」という。)を行うべき者が当該協議等を行わない場合は、その者に対し当該協議等を行うべきことを指導することができる。

3 区長は、前項の規定により協議等を行うべきことの指導を受けた者が、正当な理由なく、当該指導に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第19条 区長は、特定建築主に対し特定建築物の環境への配慮のための措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第4章 雑則

(補則)

第20条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則施行の日以後に着工した建築物について適用する。

附 則 (平成24年2月23日規則第7号)

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 特定建築物の環境性能の自己評価及びこれに基づく評価チェックシートの様式については、改正後の別表第1及び第2号様式の2の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成28年9月29日規則第37号)

改正

令和3年3月31日規則第20号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千代田区地球環境温暖化対策条例施行規則（以下「新規則」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、住宅の用途の特定建築物に係る二酸化炭素の排出量の削減目標は、当分の間、20パーセントとする。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに既に建築確認申請がなされ、又は平成28年12月31日までにしようとする特定建築物等については、事前協議を実施しないことができる。
- 4 旧規則の規定（旧規則に定める様式を含む。）は、前項の規定により事前協議を実施しないこととした特定建築物等に係る手続等について、施行日以後もなおその効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月21日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月30日規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 事前協議書及び環境評価書の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年3月29日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号様式の2、第3号様式及び第3号様式の2による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第20号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年４月１日規則第29号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和４年３月31日規則第16号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月29日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の千代田区地球温暖化対策条例施行規則第１号様
式、第１号様式の２、第３号様式及び第３号様式の２による用紙で現に残存するものは、所要の
修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和６年３月19日規則第４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第13条関係）

添付書類

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）又は省エ
ネルギー計画（同法第19条第１項の規定により届け出た計画をいう。以下同じ。）の写し
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画又は省エネルギー計画に添付した建築関係図書（配置
図・平面図・立面図等）及び設備関係図書（機器表・系統図等）の写し
- 3 環境性能評価の根拠となる資料

（例示）

BEMSシステム内容が確認できる図面、非常用発電機計画図面等

別表第 2（第17条関係）

1 二酸化炭素の排出量が35パーセント以上削減されている場合は、特別優良環境建築とし、次の表示を使用することができる。



2 二酸化炭素の排出量が20パーセント以上削減されている場合は、優良環境建築とし、次の表示を使用することができる。

